

防官文第2623号
20.3.7
一部改正 防官文第11096号
20.9.22
一部改正 防官文第9247号
21.7.31
一部改正 防官文第6986号
23.6.6
一部改正 防官文第617号
26.1.24
一部改正 防官文第7810号
26.5.30
一部改正 防官文第11173号
26.7.25
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
最終改正 防官文(事)第161号
03.6.30

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官

緊急事態等が発生した際の速報について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、各自衛隊等における事件・事故の防衛大臣等への報告等について（防官文第7266号。17.9.21）は、廃止する。

添付書類：緊急事態等が発生した際の速報について

緊急事態等が発生した際の速報について

1 目的

緊急事態等（緊急事態に対する政府の初動体制について（平成15年11月21日閣議決定）における国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態及び防衛省・自衛隊に関連して生じたその他の社会的な影響が大きな事件・事故をいう（別紙参照）。以下同じ。）に際し、内閣総理大臣官邸（内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣秘書官付、内閣官房長官秘書官、内閣官房副長官秘書官、大臣官房長が別に定める内閣参事官及び内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）をいう。以下同じ。））、防衛大臣等（防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官及び防衛審議官をいう。以下同じ。）及び関係省庁への速報並びに地方公共団体その他関係機関への通報を迅速かつ確実にを行うための要領を定める。

2 速報要領（別図第1参照）

（1）緊急事態等の発生を認知した場合の速報（緊急事態等の発生及び当該事態等に関してその認知の時点で判明している事項を報告・通報することをいう。以下同じ。）は、次の要領で行うものとする。

ア 部隊等（自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁の施設等機関をいう。以下同じ。）は緊急事態等の発生を認知した場合には、直ちに各幕僚監部（以下「各幕」という。）又は各機関（防衛省本省の施設等機関、特別の機関（防衛会議及び各幕を除く。）及び地方支分部局並びに防衛装備庁の内部部局をいう。以下同じ。）の担当部署（当直を含む。以下同じ。）に対して速報を行う。

イ 各幕又は各機関の担当部署は、部隊等から緊急事態等の発生について速報を受けた場合又は自ら緊急事態等を認知した場合には、直ちに各幕僚長、各機関の長又はこれらに準ずる者に対して速報を行う。また、直ちに防衛大臣及び防衛副大臣に原則として秘書官を通じて速報するとともに、内閣総理大臣秘書官又は内閣総理大臣秘書官付に速報を行い、当該緊急事態等に関係のある防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部又は防衛装備庁の内部部局（以下「内部部局等」という。）の担当部署及び内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）に対して速報を行う。

ウ 各幕僚長、各機関の長又はこれらに準ずる者は、緊急事態等の発生について報告を受けた場合には、事案の内容により、重複をいとわず、直ちに防衛大臣及び防衛副大臣に対して、直接に速報を行う。また、必要に応じ、直ちに防衛大臣政務官に対して、直接に速報を行う。

エ 各幕又は各機関の担当部署から速報を受けた内部部局等の担当部署は、直ちに防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官及び防衛審議官に原則として秘書官等（秘書官、大臣官房長又は各局長の指定する者並びに事務次官付部員及び防衛審議官付部員をいう。以下同じ。）を通じて速報す

るとともに、関係省庁及び事案の内容により内閣官房長官秘書官、内閣官房副長官秘書官、大臣官房長が別に定める内閣参事官に対して、直ちに速報を行う。

オ 自ら緊急事態等を認知した内部部局等の担当部署は、直ちに防衛大臣等に対して原則として秘書官等を通じて速報を行うとともに、内閣総理大臣秘書官又は内閣総理大臣秘書官付に速報を行い、必要に応じて各幕又は各機関の担当部署に対して速報を行う。また、直ちに内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）、関係省庁並びに事案の内容により内閣官房長官秘書官、内閣官房副長官秘書官及び大臣官房長が別に定める内閣参事官に対して速報を行う。

カ 緊急事態等に係る情報が報道、内閣総理大臣官邸又は関係省庁から得られたものである場合は、内部部局等、各幕又は各機関の担当部署は、特に必要な場合を除き、イからオまでによらず、内閣総理大臣官邸又は関係省庁に速報を行わないものとする。

キ 緊急事態等に係る情報が報道又は地方公共団体その他当該地域における関係機関（以下「地方公共団体等」という。）から得られたものである場合は、部隊等は、特に必要な場合を除き、各幕又は各機関の担当部署への速報を行わないものとする。

（２）発生した事態が、緊急事態等に該当するか否かは内部部局等、各幕、各機関の課長相当職以上の者が判断するものとする。なお、緊急事態等に該当するか否かの判断に迷った場合は該当すると判断するものとする。

（３）速報は、電話、FAX、メール等各種の手段から、事案の内容に応じ、迅速性、効率性、確実性、秘匿性等を十分考慮し、適切な手段を用いて行うものとする。ただし、各幕僚長若しくは各機関の長又はこれらに準ずる者から防衛大臣、防衛副大臣及び防衛大臣政務官に対して行う速報は原則として電話（秘匿電話を含む。）により行うものとする。

3 地方公共団体等に対する通報（別図第2参照）

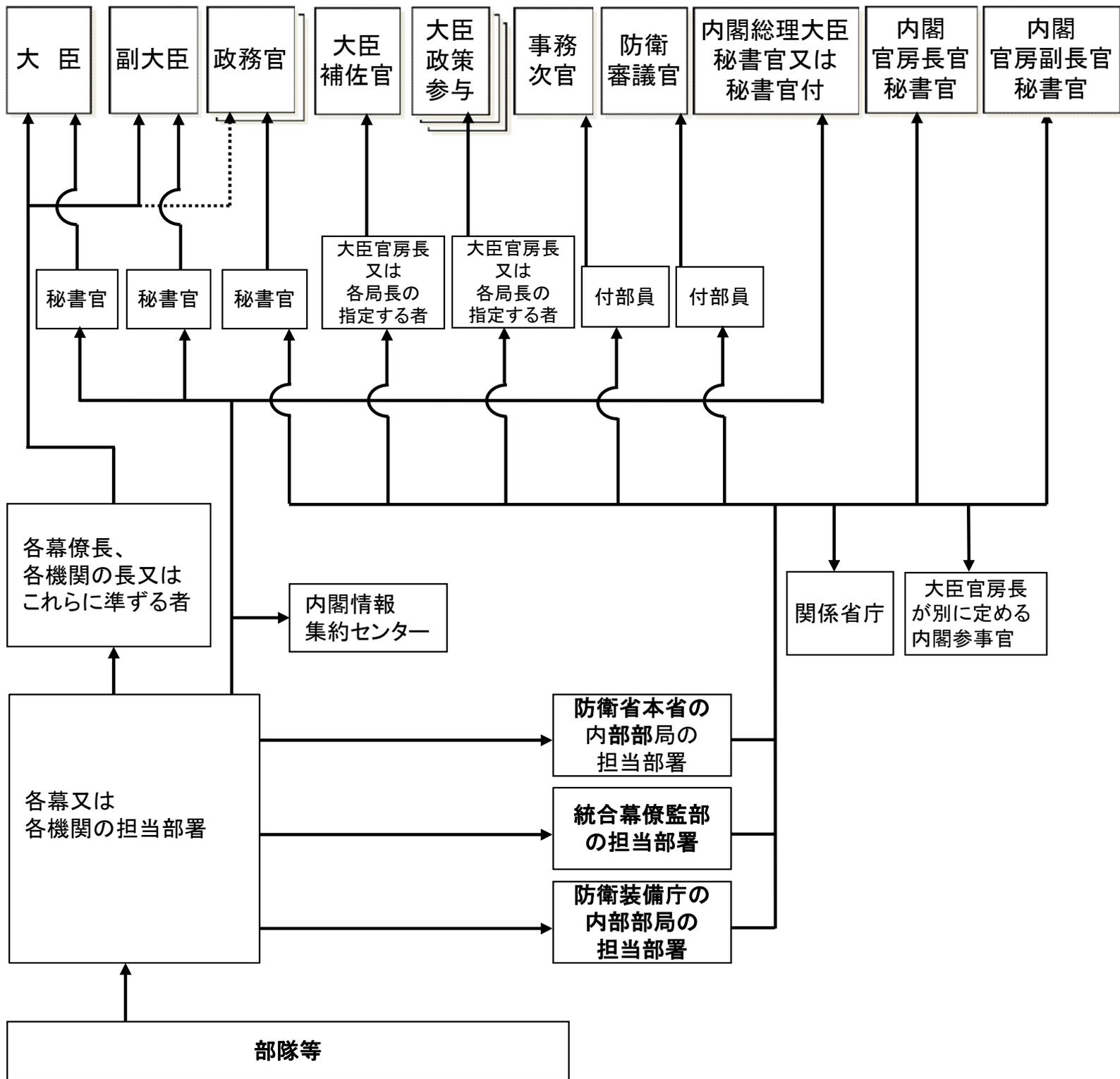
（１）各機関又は部隊等は、防衛大臣等に速報した事項については、地方公共団体等に対して、必要に応じて速やかに通報を行うものとする。ただし、緊急事態等に係る情報が報道又は地方公共団体等から得られたものである場合は、部隊等は、特に必要な場合を除き、地方公共団体等への通報を行わないものとする。

（２）地方防衛局は、各機関（地方支分部局を除く。以下この号において同じ。）又は部隊等による地方公共団体等に対する通報が遺漏なく行われるよう、状況の把握に努め、必要と認める場合には、各機関又は部隊等が行う地方公共団体等に対する通報について助言し、各機関又は部隊等が防衛大臣等に速報した事項について自ら地方公共団体等に対して通報を行うなど、各機関又は部隊等と連携を図りつつ、必要な協力を行うものとする。

4 その他

- (1) 2の速報に関して必要な細部事項については、大臣官房長、各局長、各幕僚長、各機関の長又は防衛装備庁長官が、必要に応じ別に定めるものとする。その際、対象となる緊急事態等の内容について、極力主観的判断を排した明確な基準を策定するものとする。
- (2) 3の通報に関して必要な細部事項については、各幕僚長又は各機関の長又は防衛装備庁長官が、必要に応じ別に定めるものとする。
- (3) 速報内容が秘密保全上特別の配慮を必要とする場合には、2及び3によらないことができる。
- (4) この通達の実効性をより確保していくため、必要な速報伝達訓練を適切に実施するものとする。

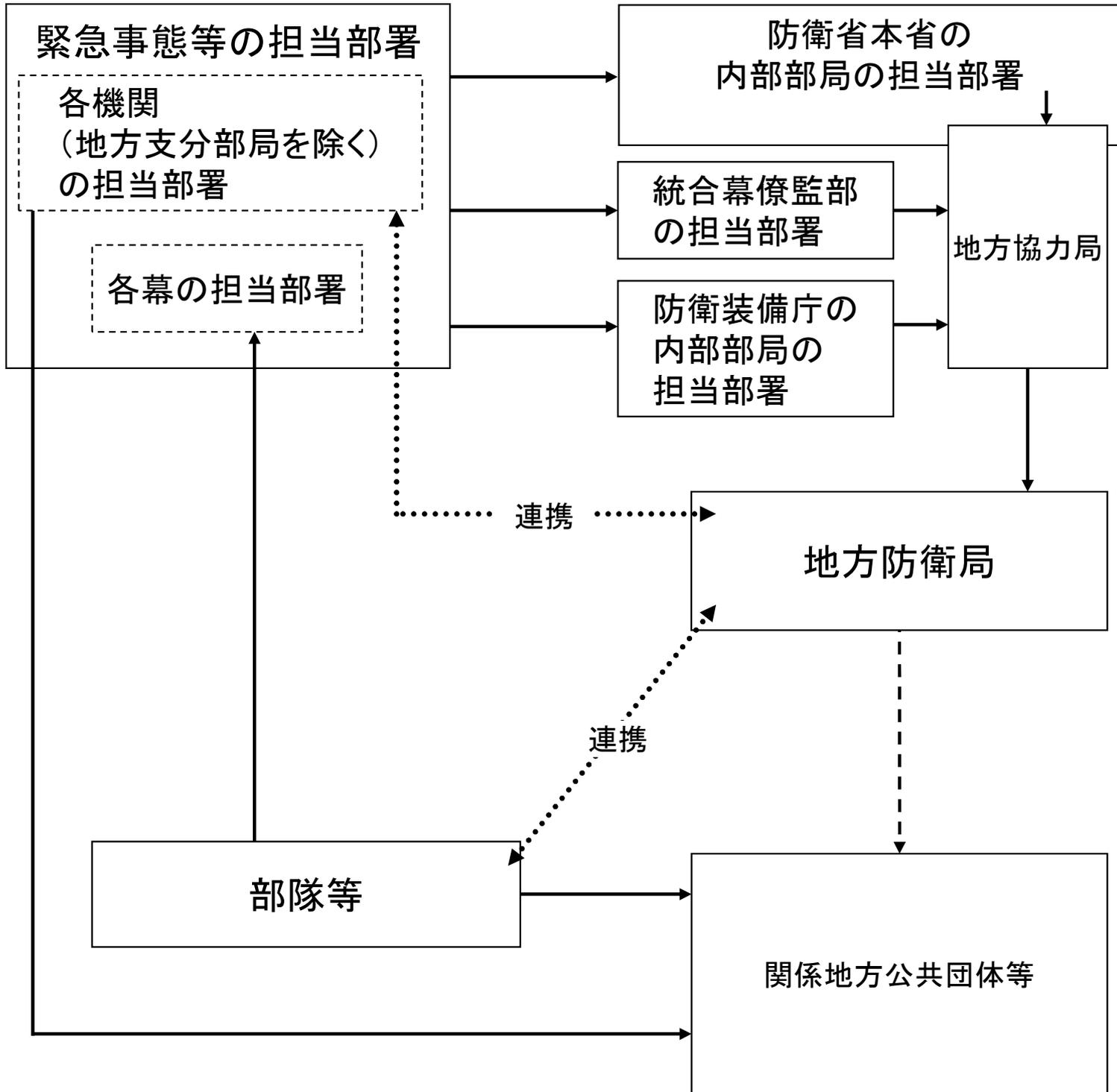
緊急事態等の速報



※ 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部又は防衛装備庁の内部部局の担当部署が直接入手した緊急事態等に係る情報については、防衛省本省の内部部局の担当局長等、統合幕僚監部総括官又は防衛装備庁の内部部局の部長等が「各幕僚長、各機関の長又はこれらに準ずる者」と、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部又は防衛装備庁の内部部局の担当部署が「各幕又は各機関の担当部署」及び「部隊等」とそれぞれ同様の役割を果たす。

地方公共団体等に対する通報

○緊急事態等の担当部署が各幕及び各機関等（地方支分部局を除く）の場合



※1 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部又は防衛装備庁の内部部局の担当部署が直接入手した緊急事態等に係る情報については、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部又は防衛装備庁の内部部局の担当部署が「各幕の担当部署」、「各機関の担当部署」及び「部隊等」とそれぞれ同様の役割を果たす。

※2 各機関又は部隊等は、本文3(1)に定める通報を行った場合には、各機関又は各幕の担当部署を経由してその内容を当該緊急事態等に関係のある防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部及び防衛装備庁の内部部局の担当部署に連絡する。当該連絡を受けた防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部及び防衛装備庁の内部部局の担当部署は、当該部署が地方協力局以外の部署であるときは地方協力局地域社会協力総括課を経由して、当該部署が地方協力局の部署であるときは自ら、関係する地方防衛局に対して速やかにその内容を連絡する。

緊急事態等の例（参考）

1 大規模自然災害

(1) 地震・津波災害

地震又は津波により重大な人的・物的被害が生じるもの

(2) 風水害

台風、集中豪雨等に伴う洪水、土砂、高潮等により重大な人的・物的被害が生じるもの

(3) 火山災害

火山の噴火等に伴う溶岩流、火砕流又は山体崩壊、火山泥流等により、周辺市街地等において重大な人的・物的被害が生じるもの

(4) 雪害

大規模な雪崩等により重大な人的・物的被害が生じるもの

(5) その他の自然現象により重大な人的・物的被害が生じるもの

2 重大事故

(1) 自衛隊及び米軍以外の海上又は航空に係る事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの

(2) 原子力関係事故であって次に掲げるもの

ア 原子力施設から放射性物質が放出された場合その他事故の影響が周辺に及ぶもの

イ 原子力施設における火災その他の事故（放射性物質の放出の有無を問わない。）

ウ 核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同じ。）又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機の衝突、沈没等の事故（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、社会的影響の大きなもの

(3) 船舶、海洋施設等からの大規模な油流出事故であって、領海内等において被害が生じるもの

(4) 危険物、ガス、毒劇物、火薬類等（以下「危険物等」という。）の流出事故であって次に掲げるもの

ア 危険物等の貯蔵施設等からの大量流出等その影響が周辺に及ぶもの

イ 危険物等を輸送する車両、船舶又は航空機の衝突、沈没等の事故により、危険物等が大量に流出するもの（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）

(5) 大規模な火災、コンビナート事故、爆発その他の事故であって、重大な人的・物的被害が生じるもの

(6) 自衛隊・在日米軍の艦船、航空機等の事故、自衛隊・在日米軍の部隊訓練中の事故等であって死者又は行方不明者を伴うものその他社会的影響の大きなもの

(国外の自衛隊に関する事案を含む。)

(7) 我が国要人に関する事故で特異なもの(国外の事案を含む。)

(8) (1) から(7) まで以外の事故であって重大な人的・物的被害が生じるもの

3 重大事件

(1) 核・放射性物質、生物剤、化学剤又は大量の爆薬を使用したテロ・ゲリラ事件
その他大量殺傷型テロ事件

(2) 次に掲げる原子力施設等に対するテロ・ゲリラ事件

ア 原子力施設への不審者の侵入又は攻撃

イ 我が国に係る核燃料物質又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機に対する攻撃、略取等(我が国に係る輸送については国外の事案を含む。)

(3) 次に掲げるテロリズム関係事件であって、社会的影響が大きなもの

ア 我が国要人に対するテロ・ゲリラ事件(国外の事案を含む。)

イ 日本滞在中の外国要人に対するテロ・ゲリラ事件

ウ 自衛隊又は在日米軍に対するテロ・ゲリラ事件(自衛隊については国外の事案を含む。)

エ ウに掲げるもののほか、政府関係施設及び地方公共団体関係施設に対するテロ・ゲリラ事件

オ 電気、ガス、水道、通信網、公共交通機関等のライフラインに対するテロ・ゲリラ事件

カ アからオまでに掲げるもののほか、重要なテロ・ゲリラ事件

(4) 次の一以上を満たすハイジャック、シージャック事件(国外の事案を含む。)

ア 日本国籍の航空機、船舶等に係るもの

イ 犯人が日本人であるもの

ウ 乗客の多数が日本人である航空機、船舶等又は我が国要人が搭乗中の航空機、船舶等に係るもの

エ 日本に到来する可能性の高いもの(スケジュール上次の寄港地が日本の海空港である航空機、船舶等に係るもの、犯人が日本を到着地とすることを要求しているもの等)

オ 日本が管轄する飛行情報区又はおおむね2時間以内に日本の海空港に到着可能な領域に当該航空機、船舶等があるもの

(5) 不審船事案

(6) 外国艦船又は潜没潜水艦による我が国領海の侵犯(外国軍艦による海洋法に関する国際連合条約第19条第2項及び第20条に該当する事案を含む。)

(7) 我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの打上げ又は発射

(8) 大規模な騒乱、暴動、パニック等

(9) 次に掲げる外国軍用機による事件等

ア 外国軍用機による我が国の領空の侵犯及び我が国領土内への強行着陸等

イ 我が国近傍での外国軍用機による民間旅客機の撃墜等

ウ 諸外国における軍事衝突、クーデター又は内乱のうち、我が国に重大な影響を及ぼすもの

(10) 自衛隊が派遣されている国等における武力衝突

(11) (1) から (10) まで以外の事件であって重大な人的・物的被害が生じるもの

4 その他の事態

(1) 我が国周辺諸国からの大量避難民の日本への到着

(2) 日本国籍の船舶、航空機等に対する銃撃、だ捕、妨害行為等

(3) 我が国の主権が及ぶ海域において外国船舶等により政治的意図をもって行われる不法行為

(4) 我が国周辺諸国による核実験の実施

(5) 自衛隊員による服務事故であって社会的影響が大きいもの（殺人、強盗等）

(6) 2に定めるもののほか、防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中及び保管中における事故（装備品等の亡失を含む。）等で社会的影響が大きいもの

(7) 自衛隊員による電子計算機を通じた情報流出で社会的影響が大きいもの（4（8）に属するものを除く。）

(8) 自衛隊員による重大な秘密保全事故

(9) 防衛省・自衛隊に対する重大なサイバー攻撃等

(10) 自衛隊の病院等における医療事故等で社会的影響が大きいもの

(11) 自衛隊における感染症の発生（重篤性、感染性等に照らし危険性の高い感染症、新感染症及び新型インフルエンザ）で社会的影響が大きいもの

(12) 在日米軍の軍人等が公務外で起こした犯罪で社会的影響が大きいもの

※ 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態はこの例示に含めていない。